

平成 27 年度（2015 年度）事業計画書

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から
平成 28 年（2016 年）3 月 31 日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

1. 基本方針

アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール（PSC）の地域協力に関する合意（東京MOU）に基づく事務局の運営並びにPSCに係る職員の研修等の企画及び実施に係る事業を的確に行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与する。

2. 各事業の計画

1) 東京MOUに基づく事務局の運営

① 委員会の準備、文書の回章及び報告

本年10月にマレーシア・クアラルンプールにおいて開催される第26回PSC委員会及び第9回技術作業部会に向け、資料の作成等準備作業を的確に行い、円滑な会議運営を図る。委員会終了後は速やかに報告書を作成し、次回までの検討課題等を明確にするとともに、当該課題を検討するためのインターネット会議の管理/運営を行う。

なお、同委員会ではペルーの正式加入を審議する予定であり、正式加入が認められれば20番目のメンバーとなる。

② IMO、他地域MOU等との調整

IMO（国際海事機関）、パリMOU等他PSC地域組織の会合等に出席し、東京MOUの活動状況を紹介するとともに、大臣会合の準備、検査基準の調和、技術協力等について協議する。

また、必要に応じ、PSCに関係するアジア太平洋地域の国際組織の会合に出席し情報交換を行うとともに、東京MOU未加入の国々に対し加入を呼びかける。

③ 情報収集及び提供

PSC委員会の決定事項やPSCに関する各種年間データを取りまとめた平成26年（2014年）の年次報告書を作成、関係者に配布するとともに、国際版ホームページ（HP）上で一般に公表する。

また、PSCデータベース、航行停止処分リスト等PSCに関する最新情報をHPによりタイムリーに一般に提供する。さらに、メンバー等のみがアクセスできる部内ページを通じ、会議や研修等に関する情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

HPや部内ページについては、IT技術の進歩を踏まえつつ閲覧者がより使いやすいように改良する。

さらに、域内PSC情報システム（APCIS）に関する改良について、APCIS管理者と検討を進める。

④ 域内でのPSCの円滑な実施

PSCマニュアルを条約改正等に対応し、逐次改訂する。また、PSC職員が留意すべき事項等を周知するための文書（Note of Attention）を適宜発行する。本年度は、海上人命安全条約等の改正に伴いマニュアルの改訂を行うとともに、旅客船に関する検査ガイドライン等の検討を進める。

⑤ 旗国格付の見直しに関する調査

旗国格付は、パリMOUに倣い平成14年(2002年)から実施しているが、昨年の新検査制度の実施以降、問題点が指摘されるようになった。新検査制度では、個々の船舶を3つのカテゴリー(Low、Standard、High Risk)に分類しそれぞれに応じた検査インターバルを設定しており、この分類の基準の1つとして旗国格付を採用している。

現行格付は、検査件数と航行停止処分数を統計的に処理し行われているため、検査件数が少ない旗国は格付の対象から除外されてしまう。旗国が厳しい安全規制をしても、格付が得られないと新検査制度上のメリットを享受できない。

このような問題点について、統計学の専門家の協力を得て、解決策を調査する。

2) P S Cに係る職員の研修等の企画及び実施

① 一般研修

本年8~9月、初級や再教育が必要なP S C検査官を対象に、座学及び船上訓練で構成する4週間の研修を日本で実施する。本コースには、IMOの資金負担による他地域MOUからの研修生も受け入れる。研修生は約20名を予定し、途上国研修生約8名に旅費等を支援する。

② 専門研修

専門的知識を深めるため、特定テーマに集中した研修を年1回(研修生約20名)企画し実施する。なお、本年度の専門研修については、大半の費用をIMOが資金負担する予定となっている。当該資金により、途上国研修生約10名に、旅費等を支援する。

③ セミナー

本年9月から実施される集中検査のガイドライン徹底、P S Cに関する最近の問題の周知等のため、本年7月にフィジーにおいてセミナーを開催する。約20カ国・地域から約30名の参加を予定しており、途上国参加者約10名に旅費等を支援する。

④ 専門家派遣

途上国からの要請を踏まえ、各国の実情に対応した専門家を派遣し、研修を実施する。本年度は、4カ国程度への派遣を予定しており、専門家の派遣旅費等を負担する。

⑤ 検査官交流

域内P S Cの調和を促進するため、各国間での検査官の交流を企画・実施する。本年度は約9名を予定し、旅費等を支援する。

⑥ 中東MOU支援

発展途上P S C地域組織に対する技術支援を推進すべきとの大臣会合宣言を踏まえ、中東MOUへの支援を実施する。日本財団の助成により、専門家の派遣旅費等を負担する。

なお、平成21年(2009年)度~平成23年(2011年)度に実施した

インド洋MOUへの専門家派遣については、平成25年(2013年)から豪州援助機関の資金支援により3年間実施されることとなった。本件について、豪州PSC当局及びインド洋MOU事務局から、研修開催に関する支援を要請されており、研修カリキュラム作成、東京MOU域内各国からの専門家のリクルート等について支援する。

⑦ 研修生等データベース(DB)

各種研修等の参加者、その者の職歴等をDBに収納し、研修参加者の選定、研修の企画立案等に活用する。また、欠陥写真をDBに収納し、研修教材の作成等に活用する。

⑧ 研修計画の見直し

研修計画は5年毎に見直すことになっており、メンバー国の意見を踏まえ、2016年～2020年の研修計画を策定する。

3) 管理業務

① 平成26年度(2014年度)公益事業実施会計の剰余金の取扱

同年度の公益事業実施会計について、計画では約7百万円の赤字とされていたが、5百万円を超える黒字(剰余金)が生じる見込みである。この要因は、拠出金を滞納していた国々からの支払いがあったこと等による収益増加、計画より専門家派遣要請が少なかったこと等による経費減少である。当該剰余金については、収支相償の基準に従い、解消計画を定める必要がある。

本年度は、金利低下等により収益が減少する一方、正式加入を希望するペルーの事前調査、旗国格付の見直し調査等により経費が増加する予定である。これらにより公益事業実施会計には前年度の剰余金を上回る赤字が生じる見込みであり、前年度の剰余金は当該赤字を補てんすることにより解消する。

② 研修事業基金の運用

研修事業基金(額面約20億円)は主に長期債券で運用しているが、本年度は上半期に高金利の長期債券の償還が予定されている。本年度も日銀による金融緩和が継続し金利が低いレベルに抑制される場合、将来の金利上昇リスクを考えると長期債の購入には慎重にならざるを得ず、運用益は低下する。このため、この場合には、含み益のある現保有債券の売却等により運用益減少を補う措置を講じる。